

# ビラ配り、選挙活動を自由に

表現の自由は、民主主義の基礎であり、憲法で保障された大切な権利です。

ところが、ときの政府は、悪政に反対したり、要求実現を求める表現活動を不当に弾圧してきました。選挙の際に、政治について話し合うことや、政治ビラを配ることが弾圧され、街頭での宣伝行動への妨害も起きています。

これに対し、国民救援会は「ビラ配りは自由」「選挙のときこそ言論活動を」などと訴え、たたかっています。



## 国公法弾圧堀越事件、最高裁で無罪

国家公務員の堀越明男さんが休日に職務と関係なく政党ビラを配布していたにもかかわらず国家公務員法に違反するとされた事件で、最高裁第2小法廷は2012年12月、堀越さんを無罪としました。選挙・言論弾圧事件では、戦後初の最高裁での無罪判決です。公安警察の弾圧をはね返し、言論の自由を広げる大きな力です。



秘密保護法反対を訴えて共同してデモ行進(埼玉)

## 憲法改悪、秘密保護法に反対

政府は、国民が知るべき国の情報を秘密にしたうえに、それを明らかにしたり、知ろうとした者を罰する秘密保護法を強行施行しました。さらに、盗聴法の改悪や共謀罪、司法取引の新設など、国民を監視し、抑圧する治安立法の強化を狙っています。

国民救援会は、憲法改悪や、秘密保護法など人権を制限し治安を強化する悪法に反対します。

## 市民と労働者の権利守って

国民救援会は、自衛隊による国民監視の差止めを求める裁判、大阪・橋下市長の思想調査アンケート事件、冤罪の責任を追及する裁判など、国や自治体、警察や自衛隊による人権侵害とたたかう人びとを支援しています。

また、不当解雇や派遣労働者の雇止め、不当配転、差別、過労死や職業病など、企業による労働者への人権侵害とのたたかいも支援しています。



## 87年の歴史とたたかい

国民救援会は、1928年に創立された、国内でもっとも長い歴史をもつ、人権団体です。

戦前は、治安維持法などで弾圧された人を救うために、みずからも弾圧をうけるなかで、獄中への差入れや家族の激励など救援運動をすすめました。

戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤に、言論弾圧事件、冤罪事件、権力犯罪責任追及事件、労働事件など、人権侵害とたたかう多くの人たちとともにたたかってきました。

このたたかいは、憲法で保障された基本的人権と民主主義を守る力になっています。

## 「人権の守り手」が全国に

国民救援会の組織と運動は、全国にいる4万6千人の会員によって支えられています。全国の職場・地域に「人権の守り手」である救援会員がいることが、人権侵害を許さない力です。

47都道府県に地方本部があり、約440の支部が全国の市区町村で活動しており、草の根のとりくみをすすめています。



名張毒ぶどう酒事件で再審開始をめざして(愛知)